

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	高圧注水系の定例試験のため、同系統のポンプ駆動用タービンの起動操作を行ったところ、「高圧注水系タービントリップ」の警報が発生し、当該系統が停止した。そのため、保安規定で定める「運転上の制限」を満足していないと判断するとともに、運転上の制限を満足しない場合に要求される措置として、原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系の機能が健全であることを確認した。今後、原因調査	A S	12月 3日公表済 (PDF 179KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他： 32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口導電率サンプリング流量計に指示不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
2	1号機	タービン建屋2階換気空調系給気ファン室入口扉にパッキン不良が認められたため、当該パッキンを点検・修理	D	
3	1号機	タービン建屋地階主タービン主油タンク室床面の一部に塗装の剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	復水脱塩装置空気圧縮機ドレンセパレータドレントラップ配管接続部にエアリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	気体廃棄物処理系排ガス予冷器出口放射線モニタ（C）検出器点検において、絶縁抵抗の低下が認められたため、当該検出器を修理	D	
6	3号機	主蒸気逃し安全弁作動用窒素ガス供給系窒素圧力減圧弁2次側小型圧力計に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
7	3号機	主タービン湿分分離器ドレンタンク（2）水位検出計元弁にグランドリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	3号機	タービン建屋地階復水脱塩装置樹脂ストレーナエリア照明器具（蛍光灯）の脱落が認められたため、当該照明器具を点検・修理	D	
9	3号機	廃棄物処理建屋2階入口扉ドアクローザの固定用ビスに外れが認められたため、当該ビスを取付	D	
10	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置冷却器散水ポンプ（A・B）ベント弁に閉固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	4号機	主発電機密封油処理装置密封油真空ポンプ（A）油面計に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	換気空調系冷却装置（10E）冷却水入口温度スイッチ点検において、接点不良（固着）が認められたため、当該部を交換	D	
13	5号機	所内ボイラ室暖房用ユニットヒータ（A）温度スイッチ点検において、接点不良（固着）が認められたため、当該部を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	原子炉建屋4階給水所は、保安規定添付の「管理区域図」上に「汚染のおそれのない区域」として記載されていないことが認められたため、「管理区域図」を改訂及び対応検討	B	
15	5号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（B2）出口圧力計検出配管に振動が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
16	5号機	所内ボイラ（A）蒸気流量計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
17	5号機	変圧器防災共通設備建屋の動力用電源盤内電磁接触器の動作不良（チャタリング）による3号機主変圧器防災用排水ポンプの起動不可が認められたため、当該電磁接触器を点検・修理	D	
18	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（B）出口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
19	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（C）軸シール水のポンプ内部への漏れこみが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
20	5号機	ケーブル端子箱（原子炉建屋2階残留熱除去系熱交換器（A）室脇）の接地線に断線が認められたため、当該接地線を点検・修理	D	
21	5号機	取水設備電源室空調機出口ダンパに動作不良（4個のうち1個が全開にならない）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
22	5号機	常用空調機膨張水槽補給水流量積算計バイパス配管ドレン弁にシートパス（1滴/20秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	6号機	タービン建屋地階復水器エリア監視用モニタ装置（ITV）点検において、カメラ絞り機構に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
24	6号機	タービン建屋オペフロ換気空調系送風機入口ダンパに動作不良（固着）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
25	6号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（B）空気駆動入口弁点検において、駆動部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
26	6号機	原子炉再循環ポンプ（A）入口弁にシートパス（指2本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	12月19日再審議にてグレード変更 D → C
27	6号機	機器ドレンファンネル（原子炉建屋地下2階原子炉隔離時冷却系ポンプ室）上蓋パッキン部不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
28	6号機	残留熱除去系（A）原子炉停止時冷却モード運転中、入口配管逃し弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
29	6号機	所内ボイラ（B）スートブロー元弁にグランドリーク（連続滴下）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
30	集中環境施設	廃棄物処理エリア補助ヒータ用所内蒸気戻り配管スチームトラップ下流側配管より水の漏えい（1滴/20秒程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
31	その他	使用済燃料共用プール燃料取扱機燃料番号読取装置用ビデオデッキに動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
32	その他	発電所から放出されるトリチウム量等に係る記録のうち、平成19年9月分の記録（公表済み）に誤記が認められたため、対応検討	A	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで